



挑戦から前進 夢のある未来へ

ふたかわ
英俊
ひでとし

〒312-0033 ひたちなか市市毛1077 TEL : 029-273-6826 FAX : 029-276-6606
E-mail: futakawa_hidetoshi@mocha.ocn.ne.jp
URL ▶ <https://www.futakawa-hidetoshi.net>



令和6年度 第4回定例会開催

茨城県議会令和6年度第4回定例会が11月29日～12月16日の会期で開催され、債務負担行為、職員の給与改定に伴う一般会計補正予算を含む関係議案が可決承認されました。

今回の補正予算は一般会計95億9,000万円で、人事委員会の勧告に伴う職員給与の引き上げ等に必要の予算となっています。また、公の施設の管理運営に関する債務負担行為を設定しており、あすなろの郷、茨城県民の森、赤塚公園、笠間芸術の森等の管理運営に関するものとなっております。

条例改正では、私も所属した県有施設・県出資団体調査特別委員会で議論された国民宿舎鶴の岬の料金改定について提案され、条例で定めていた宿泊料金の上限額について昨今の維持管理費の上昇や将来の大規模改修に備えるものとして平均3,500円引き上げるものとなっております。また、現在行っている茨城県植物園などのリニューアルに伴う関係条例の改正が行われました。

議会最終日には、会派及び国民民主党茨城県連として大井川知事に対し県政要望を実施し、関係団体や所属議員、自治体等の意見をまとめ、国民民主党が目指す政策の実現に向けて茨城県で取組む項目について知事と意見交換も行いました。

年が改まり、2025年がスタートしました。本年が災害の少ない穏やかな一年となることを祈念します。本年もよろしくお願いいたします。



補正予算

一般会計：95億9,000万円（補正後：1兆2,715億6,100万円）

債務負担行為(新規分)

- (1) 茨城県立あすなろの郷の管理運営に係わる協定
- (2) 茨城県民の森・茨城県植物園・県民の森のカルチャーセンター・県民の森きのご博士館の管理運営に係わる協定
- (3) 赤塚公園の管理運営に係わる協定
- (4) 笠間芸術の森の管理運営に係わる協定
- (5) 県立学校校舎建設工事請負契約



条例改正(一部抜粋)

- (1) 茨城県手数料条例の一部改正
(旅券法施行条例の一部改正に伴うもの)
- (2) 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部改正
(地域枠に東京医科大学を追加)
- (3) 茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及びカントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例の一部改正
(利用料金の改定 一般室：11,880円→18,500円、特別室：18,150円→27,000円)
- (4) 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
(茨城県植物園の改修に伴う一部改正)
- (5) 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部改正
(道路交通法施行令の一部改正に伴うもの)



国民宿舎「鶴の岬」

救急搬送時の選定療養費の徴収がスタート

茨城県では12月2日より、救急搬送(救急車の利用)時における選定療養費の徴収が始まりました。

現状、茨城県では救急搬送件数が年々増加し、その半数近くが軽傷となっており、搬送先が一部の大病院に集中することによって適切な救急医療が提供できなくなる懸念があります。

今回の施策は大病院が本来の役割を果たし本県の救急医療体制を維持するため、**救急車用要請時の緊急性が認められない場合に一部の大病院で選定療養費を徴収する**ものであり、単なる救急車の有料化ではなく、限られた人員体制の中で適切な救急搬送を維持していくために実施するもので、**緊急性のある症状については、引き続き選定療養費を徴収しません**ので、緊急の場合は、これまで通りためらわずに救急車を要請してください。

不要不急の救急車要請に関しては近年多くの地域で課題となっており、利用に関するモラルの向上が求められてきております。急なケガや病気で緊急性が判断できない場合は救急電話相談#7119へ連絡しましょう。

制度の詳細や対象の病院については、**茨城県HP** (<https://www.pref.ibaraki.jp/>)を確認してください。



◎ 茨城県からの大切なお知らせ

2024年10月25日作成 (第1版)

2024年12月2日(月)から 救急搬送における選定療養費の 徴収が始まります

救急搬送の原則

救急車の要請があれば、救急隊は今後も搬送を断りません

救急の現状

- 救急搬送件数は過去最多
▶ 6割以上が大病院に集中、半数は軽症
- 2024年4月から医師の働き方改革が開始
▶ 救急現場は更に逼迫



救急車を呼んだ時の緊急性が認められない場合のみ

救急車の
有料化では
ありません!

⇒対象となる大病院において**選定療養費**が徴収されます

★明らかに緊急性が認められない例

- ①軽い切り傷のみ
- ②軽い擦り傷のみ

詳しくはこちら▶



※診断時に軽症でも救急車要請時の緊急性が認められる場合は徴収されません
(例) 熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作 など

あらためて
県民の皆さまへ

- ①命に関わるような**緊急時は、迷わず救急車**を呼んでください
- ②救急車を呼ぶが**迷ったら、救急電話相談**へご相談ください

茨城県 **救急電話相談** 相談受付 **24時間365日** [相談無料]

おとな (15歳以上) **#7119** 子ども (15歳未満) **#8000**

上記でつながらない場合 **050-5445-2856**

【担当課】 茨城県 保健医療部 医療局 医療政策課 電話番号：029-301-2689

[月～金 8時30分～正午、13時～17時15分 (土日祝日、年末年始除く)]

メールアドレス：iryo1@pref.ibaraki.lg.jp

WEBフォームはこちら▶



編集後記

～防災・減災及び医療関係改善に取り組んでいきます～

①年が改まり新たなスタートとなりました②昨年は元日の大地震から始まり、大規模水害なども発生した年であったため、本年が災害のない穏やかな一年になることを切望します③災害を無くすことはできませんが、発生した際の被害を最小限に留めることは可能であるとの考えで、防災・減災の取組みについてこれからも積極的に行っていきたいと思います④昨年末に久しぶりに体調を崩し、健康であることの素晴らしさを実感しました⑤今シーズンはインフルエンザ等の季節性疾患をはじめ感染症が広がっています⑥医療現場の負担は大きいものであり、また、昨今の状況によって医薬品不足も騒がれています⑦適正な医薬品の製造、価格設定等を行い、必要な医薬品が必要な方へ処方される環境を整備するために国会議員と連携し医薬品製造に関する取組みの強化に取り組んでいきたいと考えます⑧本年が皆さんにとって、素晴らしい一年となることを祈念いたします (F)